

定額自動送金約定

株式会社山梨中央銀行
(2025年3月1日現在)

第1条(送金指定項目の届出)

定額自動送金のお取扱いにあたっては、予め送金期間・送金月・送金日・送金金額・送金先等をご指定のうえ当行へお届けください。

当行は、指定された送金日に指定金額を預金口座から引落しのうえ送金先へ振込します。

第2条(手数料)

このお取扱いにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。

第3条(送金日)

送金日が銀行休業日(土・日・祝日等)の場合は、表記のご選択に従い処理いたします。なお、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日をもって送金日とします。

第4条(送金金額)

送金金額は原則として毎月一定金額といたします。ただし、ボーナス月など年2回までは異なった金額を指定することができます。この場合指定月ならびに指定金額は毎年一定とします。

第5条(指定預金口座からの引落し)

(1)指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳・払戻請求書等はいただくずに当行所定の方法により処理します。

なお、手数料についても同様の方法により、送金の都度、指定預金口座から送金金額と合算のうえ引落しいたします。

(2)送金日の午後3時までに、指定預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)が送金金額(含む、手数料)に満たないときは、特に通知はせずにその月の送金を取止めます。

第6条(送金の取消)

送金を行った結果、送金先の口座がない等の理由により入金ができない場合は、その月の送金は取止めたものとして処理します。

第7条(送金の取止め、変更など)

送金を取止める場合または送金指定項目を変更する場合は、送金日の前営業日までに当行へお届けのうえ所定の手続をお取りください。お届け前の送金については当行はその責を負いません。

第8条(反社会的勢力との取引謝絶)

この契約は、本約定第9条第3項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本約定第9条第3項の各号のいずれかに該当する場合には、当行は申込みをお断りするものと

します。

第9条（解約等）

(1)この契約は、送金期間の満了をもって終了します。

なお、送金取扱終了日の指定のない場合は、当行へのお届出により終了します。

(2)お客さまが次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなくこの契約のお取扱いを停止し、またはこの契約を解約できるものとします。また、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①本規定に違反したとき。

②相続の開始があったとき。

③支払停止または破産、民事再生法手続開始の申立があったとき。

④手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑤住所変更の届を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。

⑥引落指定預金口座が解約されたとき。

⑦指定した送金日に指定預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)が送金金額(含む、手数料)に満たないため、その月の送金を取り止めるお取扱いが6回以上連続して発生したとき。

⑧送金をおこなった結果、受取人口座がない等の理由により送金不能となったとき。

⑨その他、本サービスの利用に際して適さない行為におよんだとき。

(3)前項のほか、次の①から③のいずれかに該当し、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。また、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C.自己、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかにでも該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他 A から D に準ずる行為

(4)前記(2)または(3)にもとづき当行で解約処理をおこなった場合、解約通知は省略します。

第 10 条（規定の変更）

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上